



**8月3日は司法書士の日**

司法書士事務所における  
**「相続登記特別無料相談」を実施します。**

長野県司法書士会

長野県司法書士会（会長 丸山孝一）では、8月3日が司法書士の日であることから次のとおり相続登記の相談を無料でお受けします。

- ◆日 時：令和2年8月3日（月）～8月7日（金）午前9時から午後4時まで
- ◆場 所：県内各司法書士事務所（事務所によっては電話等により相談をお受けします。）
- ◆相 談 料：無料
- ◆予 約：相談を希望する司法書士事務所に直接お問い合わせください
- ◆相 談 例：登記名義人が先々代のままとっている  
実家が相続登記をせずに空き家となっている  
妻（夫）に全財産を相続させたいが、どうすれば…  
相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができない  
遺言について教えて欲しい
- ◆問 合 先：長野県司法書士会（TEL：026-232-7492）

☆お近くの司法書士事務所へお問い合わせのうえご相談ください。お近くの司法書士事務所については、長野県司法書士会（026-232-7492）へお問い合わせいただくか、当会ホームページに掲載している会員名簿をご覧ください。

司法書士は、司法書士制度誕生以来、相続登記の専門家として、不動産登記手続きをはじめ、遺言、遺産分割協議等の関連事案にも関与し、市民の権利擁護に努めております。当会では、相続登記の未了が所有者不明の土地を発生させたり空家の問題を複雑にしたりすることから、相続登記の専門家として、これらの問題解消に少しでも貢献するために、毎年、8月3日の「司法書士の日」を含む1週間、県内の司法書士事務所で、相続登記の相談を無料でお受けしております。

特に今年は、市町村等で定期的開催される面談相談会が新型コロナウイルスの影響により中止となり、相談を受けられない市民の方も多いと思われることから、不安や疑問を少しでも解消していただくために、本相談をひとりでも多くの皆さまにご利用いただければと考えております。なお、本事業は今年で6回目の開催となります。

<「司法書士の日」について>

明治5年（1872年）8月3日、太政官無号達で司法職務定制が定められ、「証書人・代書人・代言人」の3つの職能が誕生しました。証書人は現在の公証人、代書人は現在の司法書士、代言人は現在の弁護士にあたります。日本司法書士会連合会では、司法書士の前身である代書人が誕生したこの日を記念日として制定することにより、司法書士一人ひとりがその社会的使命と職能の重要性を再認識し、将来に向かって市民の皆様からの期待に応え続けていくことを確認すると共に、市民の皆様にも、司法書士制度の社会的意義を理解していただく機会としています。なお、本年度は、司法書士制度誕生148周年にあたります。